

コンテンツ (No.2)

1. 弁護士試験、専利代理人試験、商標代理人試験行われる
2. 著作権保護センター設立される
3. 商標局の組織
4. 専利局の組織
5. A I P P I 中日交流検討会開催される
6. A I P L A 知識産権研究会共催国際シンポジウム
7. 事務所別商標出願件数と方式補正率

1. 弁護士試験、専利代理人試験、商標代理人試験行われる

(1) 弁護士試験

China Daily, Oct.10, 1998 によれば、第10回全国弁護士試験が、10月10日より2日間にわたり、全国310の試験会場で行われた。今回の受験申込者は、全国で142,500人、昨年より28,000人増加している。

試験は、最近話題になっている環境保護法などを含む中国の基本的な法律について行われ、語学の科目も課せられており、英語、日本語、ロシア語からの選択となっている模様。

中国の弁護士試験は1986年に開始され、2年に一度開催されていたが、1993年からは毎年行われている。過去12年間で、約900,000人が受験し、内110,000以上が資格を手に入れている。しかし、中国の弁護士は、未だ全人口の0.008%にすぎず、質量とも未だ需要に応え切れていない状況とのこと。

今回の受験者の71.4%は年齢が30歳以下であり、受験者の60~70%が通常の法学教育を受けている。また、26.17%の受験者は党中央や国家机关の公務員であり、最大の受験者層を形成している。これは行政改革等により国家公務員のポストが、若者にとって魅力が薄れつつあることの現れであると言われている。さらに、来年からは、地方政府についても行政改革が始まることから、この傾向は一段と進むと考えられている。また、弁護士試験のみならず、公認会計士、不動産鑑定士、医師の試験の人気の高まりそうとのことである。(以上 China Daily より)

なお、中国の裁判官、検察官への登用は、日本と異なり、統一の司法試験による採用ではない。志願者はまず、各裁判所、検察局の採用試験を受け、それぞれの職員になった後、職場内の推薦を得て、判事補や検事補に昇格するための試験を受験することとなる。

裁判官の場合、正式な任命権限はその裁判所を管轄する地方の人民代表大会が有しており(人民法院組織法35条、裁判官法11条)、裁判官に任用される

までには、裁判官補になった後、最高人民法院の行う試験を受験し、裁判所内での選考を経て、地方の共産党の審査、地方人民代表大会の承認というステップを踏まなければならない。このようなステップは高級判事への登用などあらゆる昇格の際に必要なことになる。このシステムが地元びいきの判決、いわゆる地方保護主義の温床になっているとも言われている。

(2) 専利代理人試験

全国専利代理人試験が1998年10月17, 18の両日、中国の8カ所の試験会場で行われた。全受験者は、1,916人で、うち612人は北京で受験した模様。

受験者の多くは技術系の研究所、大学、法律事務所、技術関係の官庁や企業からの応募であるが、約10%の受験生は、職場からの応募ではなく個人での受験となっている。

今年は昨年比べて高学歴化が進み、修士または博士の学位を有する者の割合は約19%となっているとのこと。(China Daily, 1998.10.19)

なお、専利代理人の試験は、2年に1回である。

(3) 商標代理人試験

全国商標代理人試験も10月18日に行われ、約480人が受験した模様。商標代理人試験も2年に1回であり。試験科目は、商標法、関係法(著作権法、特許法、不正競争防止法等)及び英語の3科目である。

2. 著作権保護センター設立される

China Daily, 1998.9.23によれば、1998年9月22日、国家版權局の下部組織として著作権保護センターが設立された。

このセンターは、著作権管理と著作権サービスを行う総合機関として位置付けられており、国内外の著作権者とユーザーの交渉、コンピュータソフトウェアや著作物の著作権登録等を行うこととなっている。

3. 商標局の組織

中国工商報, 1998.10.10によれば、国家工商行政管理局商標局の機構や定員を定める「商標局三定方案」が以下のように発表された。

これによれば、商標局の主な機能は、

- (1) 商品商標、サービスマーク、集団商標、証明商標などの商標の登録、及びそれらの商標の変更、譲り渡し、延長、補正、取り消しなどの業務に関すること。
- (2) 商標異議裁定の業務に関すること。
- (3) 商標に関する法律制度、具体的な措置、手段の制定または制定への参画。
- (4) 法律に基づく商標侵害事件、偽物事件の処理、商標分野の訴訟事件の指導に関すること。
- (5) 商標侵害事件の行政ルートでの再審に関すること。

- (6) 商標使用許諾契約と商標の印刷に関すること。
- (7) 商標代理機構、商標評価機構の管理に関すること。
- (8) 著名商標の認定、商標情報の収集に関すること。
- (9) 商標に関する国際条約の中国内での実施、及び、商標分野の国際的交流と協力のとりまとめに関すること。

となっている。また、以上の機能を果たすために、商標局には、総合処、申請受理処、審査一処、審査二処、審査三処、国際登録処、異議裁定処、商標档案処、変更続展処、法律事務処、案件指導処、監督管理処、コンピューター管理処からなる13の職能処が設けられることとなっている。

また、商標局の全定員は245人。局長1人、副局長3人であるとされているが、現時点では副局長は、曹副局長、候副局長の2名しか任命されていない模様。

なお、国家工商局商標評審委員会主任は Jin YunPing 氏である。

4．専利局の組織

前回の newsletter でお知らせした知識産権局の下部組織の専利局の組織構成が明らかとなった。専利局長は Jiang Ying、副局長は Yang ZhengWu と Wu BoMing の2人であり、以上の3人は、それぞれ、知識産権局の局長、副局長との兼任である。専利局内の組織としては弁公室、人事教育部、審査業務管理部、初審及び工程管理部、機械発明審査部、電気・電子発明審査部、化学発明審査一部、化学発明審査二部、物理発明審査部、実用新案審査部、外観設計審査部、専利復審委員会、文献部、自動化部が設けられている。また、全定員は1,180人である。

5．AIPPI 中日交流検討会開催される

1998年10月27日、北京においてAIPPIの中国と日本部会の交流検討会が開催され、日本からは丸島副会長（キャノン）、松本会員（弁理士）、窪田会員（弁護士）が参加した。日本からの参加者は、それぞれ、企業の特許管理、工業所有権仲裁センター、最近の特許関連判決について講演を行い、中国側からの参加者と活発な意見交換を行った。

6．AIPPLA 知識産権研究会共催国際シンポジウム

1998年10月28日～30日、北京の知的財産研修センターにおいて、「21世紀に向けて知的財産の保護」と題して、米国AIPPLAと中国知識産権研究会（CIPS）の合同主催による国際シンポジウムが開催された。

このシンポジウムには、Ms. Andrea Ryan AIPLA 会長、Mr. Michael Kirk 専務理事、Mr. Q. Todd Dickinson USPTO 副長官はじめ、欧米から33名の参加があり、中国側からは、Ms. Jian Ying 知識産権局長、Mr. Bai Dahua 工商行政管理局副局长、Mr. Shen Rengan 著作権局副局长、Mr. Jiang Zhipai 最高人民法院知識産権庭副庭長はじめ学会、法曹界、実務家グループより約150名が参加して3日間にわたり盛大に行われた。日本からは、沼形弁理士夫妻、オ

ムロンの遠藤氏らが参加した。

今回のシンポジウムでは、知財保護と21世紀の経済発展の関係、世界経済の自由化グローバル化と知財制度の国際化、ハイテク新技術による知財制度への挑戦、エンフォースメントの強化と知財司法実務の発展という4つのトピックについて、様々な報告と活発な質疑応答が行われた。

(主な、発言については、次号に掲載予定)

7. 事務所別商標出願件数と方式補正率

商標局の発行する ShanBiaoTongXun 誌(1998.9)には、1998年上半期の商標代理組織ごとの申請件数と方式補正率の統計が掲載されている。

上半期の出願数は56,224件で内13,835件が方式補正となっており、方式補正率は24.6%で、去年の22%から増加してしまった模様。

方式不備の主要要因は、申請書類の不備(印影不鮮明、申請人名称不一致、代理権証明書の不備)、申請商品の名称と分類の不備、申請費用の納付漏れであるとのこと。

申請件数の多いベスト10の事務所(申請件数、方式補正率)を紹介すると以下の通り。

1. 中国商標事務所(4,222件、28%)
2. CCPIT(3,248件、44%)
3. 北京市商標事務所(3,238件、20%)
4. 広東省商標事務所(2,451件、16%)
5. 広州市商標事務所(2,377件、22%)
6. CPA(2,044件、54%)
7. 上海市商標事務所(1,594件、20%)
8. 深セン市商標事務所(1,522件、21%)
9. 温州市商標事務所(1,402件、10%)
10. 香港永新專利商標代理有限公司(1,234件、39%)

上記の事務所は、いずれも渉外商標事務所であり、方式補正率が比較的高い事務所もあるが、これは、外国からの出願の場合、商品分類の誤りが発生しやすいためと言われている。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1998/11/9号 (N0.2)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1998 Kazuo Seki, all rights reserved

=====